

35 うことが考えられる。また、運行内容の大部分が共通している場合は、
36 必要に応じ、枝番号の形式（例えば、「2 2 A」、「2 2 B」等）の系統番
37 号に改めることも考えられる。）

38 ➤ なお、路面電車に路線番号が付与されている場合は、乗合バスの系統番
39 号と重複しないことが望ましい。

40 ➤ これに加え、運行する乗合バス事業者が異なる場合であっても、起点停
41 留所・経由停留所・終点停留所が同じ共同運行系統であって、定期券や
42 回数券、ICカードシステムの相互利用が可能な場合は、同じ系統番号
43 を付与することが望ましい。

44 ➤ 乗合バスは運行系統の新設・変更・廃止が比較的頻繁に行われるため、
45 各事業者が自らが利用できる番号を容易に確認できるようにする必要
46 がある。このため、例えば、一定の範囲内の番号について、各事業者用
47 の予備枠として予め配分しておくことが考えられる。